

ホームページ掲載用

様式集

A collection of disaster preparedness supplies is illustrated at the bottom of the slide. It includes a green backpack, a red first aid kit, a blue water bottle, several food and medical supplies, and a yellow bag.

様式 1 建物被災状況チェックシート

(鉄筋コンクリート造等用)

このチェックシートによる判断はあくまで臨時的なものであるので、各区災害対策本部へ連絡し、できるだけ早く被災建築物応急危険度判定士による判定を受けてください。

(手順)

- ① 質問 1 から順番に点検を行い、質問 1～6 (外部の状況) までで、B または C と判断された場合は、建物内に入ることはせず、質問 7 以降の内部の状況については点検する必要はありません。
- ② 危険と認められる場所については、貼り紙をするなどして立入禁止とします。
- ③ このチェックシートの質問項目に関わらず、建物の状況に不安がある場合は、災害対策本部へ連絡し、被災建築物応急危険度判定士による判定を待ちます。
- ④ 建物の中に入るときは、懐中電灯やスリッパ、軍手などを用意して危険の無いように十分注意しチェックしてください。

避難所名：_____

点検実施者名：_____

点検実施日時：_____ 月 _____ 日 _____ 時頃

建物の外から見て、次の質問の該当するところに○印を付けてください。

質 問	該当項目
1 隣接する建物が傾き、避難所の建物に倒れ込む危険性がありますか？	A いいえ B 傾いている感じ（危険な感じ）がする C 倒れ込みそうである
2 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化などが生じましたか？	A いいえ B 生じた C ひどく生じた
3 建物が沈下しましたか？あるいは、建物周囲の地面が沈下しましたか？	A いいえ B 生じた C ひどく生じた
4 建物が傾斜しましたか？	A いいえ B 傾斜しているような感じ（危険な感じ）がする C 明らかに傾斜した
5 外部の柱や壁にひび割れがありますか？	A ない、または髪の毛程度のひび割れがある B 比較的大きなひび割れが入っている C 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
6 外壁タイル・モルタル（表面のコンクリート）などが落下しましたか？	A いいえ B 比較的落下している（多数箇所）、比較的落下しかけている（多数箇所） (Cの回答はありません)

※ここまでで、Aのみの判定の場合は、次に進んでください。

建物の中に入り、次の質問の該当するところに○印を付けてください。

質 問	該当項目
7 床が壊れましたか？	A いいえ B 少し傾いている、下がっている C 大きく傾斜している、下がっている
8 内部のコンクリートの柱、壁にひび割れがありますか？	A ない、または髪の毛程度のひび割れがある B 比較的大きなひび割れが入っている C 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
9 建具やドアが壊れましたか？	A いいえ B 建具・ドアが動かない C 建具・ドアが壊れた
10 天井、照明器具が落下しましたか？	A いいえ B 落下しかけている C 落下した
11 ガスが漏れている匂いがしますか？	A いいえ C ガスの匂いがする (Bの回答はありません)

【簡易判断基準】

① Cの答えが一つでもある場合は、『危険』です。

施設内へは立ち入らず、災害対策本部へ連絡し、必要な対応を確認します。

② Bの答えが一つでもある場合は、『要注意』です。

避難者を施設内へ入れないようにし、専門家による応急的な確認を行うなど必要な措置を災害対策本部へ連絡します。

③ Aのみの場合

危険箇所に注意したうえで施設を使用し、災害対策本部へ連絡します。

※ 余震により被害が進んだと思われる場合は、再度チェックシートで被災状況を点検してください。

様式2 避難所開設準備チェックリスト

チェック項目	チェック内容
① 開設方針を確認する ※（学校等）施設管理者との調整を行う	☐ 市災害対策本部から開設指示が出ているか ☐ 避難勧告等が出ているか ☐ 被災者が開設を求めているか ☐ 市域において、震度6弱以上の地震発生か
② 関係者へ協力要請する ※（学校等）施設管理者との調整を行う	☐ （学校等）施設管理者へ協力要請しているか ☐ 自主防災組織・自治会の代表者へ協力要請しているか ☐ その他関係者へ協力要請しているか
③ 施設の安全点検を行う	☐ 施設（建物及びその周辺）が危険でないか安全点検しているか ☐ 火災等の二次災害の防止措置を実施しているか ☐ ライフラインの使用可否を点検しているか ☐ 危険箇所には、ロープ・張り紙等を張っているか ☐ 周囲の状況（火災や土砂災害等のおそれはないか）を確認しているか ☐ 安全性に不安があるときは、区災害対策本部に連絡しているか 【様式1 建物被災状況チェックシート】
④ 避難者の安全を確保する ※人員が足りないときは、避難者の中から協力者を募る	☐ 開設準備中は、グラウンド等での待機を呼びかけているか。【資料2：文例集：呼びかけ文例①】 雨天時・厳寒時は、改めて場所割りすることを前提に、（安全点検後）施設内へ誘導しているか ☐ 自家用車は、原則乗入れ禁止としているか。やむを得ないときは、ロープで明示し、必ず駐車場所を限定しているか
⑤ 資器材・物資を確認する ※物資等の備蓄がない避難所は、区災害対策本部に連絡する ※間に合わないときは、施設管理者に資機材の貸出を要請する	☐ 災害用備蓄倉庫等の場所を確認しているか （場所： ） 【資料9 災害用備蓄倉庫（コンテナ型）について】 【資料10 災害用備蓄倉庫（コンテナ型）内備蓄物資一覧表（全校区共通物資）】

チェック項目	チェック内容
⑥ 避難所としての利用範囲を確認する ※関係者が協力して、避難所の安全点検を行い、避難所として利用しがたい場合は、直ちに区災害対策本部に連絡する	☐ 避難所の利用範囲を確認し、部屋名・注意事項等の張り紙を貼っているか ☐ 管理運営・救援活動・避難生活を送る上で、必要なスペースを屋内外で順次確保しているか ☐ 使用禁止範囲には「進入禁止」の張り紙をする
⑦ 避難所運営に必要な設備等を確認する	☐ 避難所の設備等の使用可否を確認しているか 例：電話、放送設備、掲示板等
⑧ 利用場所の整理・清掃を行う	☐ 破損物等の片付けを行っているか ☐ 机・いす等の片付けを行っているか ☐ 掃除を行っているか
⑨ トイレを確保する	☐ 女性や子ども等の要配慮者の安全・安心に配慮した場所、照明、通路を確保しているか ☐ 高齢者や車いす、障がいのある方等のためのスペースを確保しているか ☐ 誰でも使える多目的トイレを設置しているか
⑩ 受付を設置する	☐ 受付設置場所を確保しているか （場所： ） ☐ 机、いす、筆記用具等を準備しているか ☐ 避難者台帳等を準備しているか ☐ 受付設置場所付近に、施設利用ルール等を明示しているか
⑪ 避難所開設の看板等を設置する	☐ 施設の門や扉付近に、避難所開設の看板を設置しているか

様式3 避難所状況報告書

避難所状況報告書（第 報）

※第1報においては、分かるものだけで報告してもかまいません。

避難所名		災害対策本部報告先
開設日時	月 日 時 分	FAX _____ 電話 _____
避難種別	勧告・指示・自主避難	区災害対策本部受信者名 _____

避難日時	月 日 時 分	報告者名	
避難所 受信手段	・FAX _____ ・電話 _____ ・伝令 _____ ・その他（ _____ ）		
避難人数	約 _____ 人	避難世帯数	約 _____ 世帯
周 辺 の 状 況	建物安全確認	未実施 ・ 安全 ・ 要注意 ・ 危険	
	人命救助	不要 ・ 必要（約 _____ 人） ・ 不明	
	延焼	なし ・ 延焼中（約 _____ 件） ・ 大火の危険	
	土砂崩れ	未発見 ・ あり ・ 警戒中	
	道路状況	通行可 ・ 渋滞 ・ 片道通行 ・ 通行不可	
	建物倒壊	ほとんどなし ・ あり（約 _____ 件） ・ 不明	
緊急を要する事項（具体的に箇条書き）			

避難所名： _____

避難者名簿

日付	氏名	性別	備考（○印をつける）				その他
			負傷者	介護要	乳幼児	言葉がわからない 外国人	
			負傷者	介護要	乳幼児	言葉がわからない 外国人	
			負傷者	介護要	乳幼児	言葉がわからない 外国人	
			負傷者	介護要	乳幼児	言葉がわからない 外国人	
			負傷者	介護要	乳幼児	言葉がわからない 外国人	
			負傷者	介護要	乳幼児	言葉がわからない 外国人	
			負傷者	介護要	乳幼児	言葉がわからない 外国人	
			負傷者	介護要	乳幼児	言葉がわからない 外国人	
			負傷者	介護要	乳幼児	言葉がわからない 外国人	
			負傷者	介護要	乳幼児	言葉がわからない 外国人	
			負傷者	介護要	乳幼児	言葉がわからない 外国人	
			負傷者	介護要	乳幼児	言葉がわからない 外国人	
			負傷者	介護要	乳幼児	言葉がわからない 外国人	
			負傷者	介護要	乳幼児	言葉がわからない 外国人	
			負傷者	介護要	乳幼児	言葉がわからない 外国人	
			負傷者	介護要	乳幼児	言葉がわからない 外国人	
			負傷者	介護要	乳幼児	言葉がわからない 外国人	
			負傷者	介護要	乳幼児	言葉がわからない 外国人	
			負傷者	介護要	乳幼児	言葉がわからない 外国人	
			負傷者	介護要	乳幼児	言葉がわからない 外国人	
			負傷者	介護要	乳幼児	言葉がわからない 外国人	

様式 4-2 避難者名簿（世帯単位）

No. _____

避難所名： _____

避難者名簿（世帯単位）

①入所年月日		年 月 日		②住 所 電話番号	〒 () -
③あなたの家族で「ここに避難した人」だけ記入してください。					
ふりがな 氏 名		年齢	性別		
世帯主				④家屋の被害状況	断水・停電・ガス停止・電話不通等具体的な内容をご記入ください。
ご家族				⑤親族など連絡先	〒 () -
				⑥避難情報 あなたの家族は全員避難していますか。 イ. 全員避難した ロ. まだ残っている。⇒どなたですか。 () () () ()	
					⑦安否情報 あなたの家族は全員連絡が取れましたか。 イ. 全員連絡が取れた。 ロ. まだ取れていない。⇒どなたですか。 () () () ()
⑧特別な配慮 家族の中に、病気や食事制限などの特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意点があったらお書きください。				⑨ペットの状況等 ペットの種類 () 計 () 頭 同行・置き去り・行方不明 ペットの種類 () 計 () 頭 同行・置き去り・行方不明 備考	
⑩安否の問い合わせがあった場合、住所、氏名を応えてもよいですか。				はい ・ いいえ	
退出年月日		年 月 日			
転 出 先		〒 電話番号 () -			
備考（この欄には記入しないでください。）					

※内容に変更がある場合は、速やかに被災者支援・対応班に申し出て、修正してください。

様式4－3 避難者名簿（50音順）

No. _____

避難所名： _____

入所日	氏 名	ふりがな	年齢	性別	住所	TEL	退出日	退出先	安否情報可否
									可・否
									可・否
									可・否
									可・否
									可・否
									可・否
									可・否
									可・否
									可・否
									可・否
									可・否
									可・否
									可・否
									可・否
									可・否
									可・否

外 泊 届 用 紙

避難所名： _____

ふりがな				
氏名				
外泊期間	月	日～	月	日（計 日間）
	月	日～	月	日（計 日間）
	月	日～	月	日（計 日間）
	月	日～	月	日（計 日間）
	月	日～	月	日（計 日間）
	月	日～	月	日（計 日間）
同行者				
緊急の場合の連絡先				

様式6 避難所外避難者名簿

No. _____

避難所名： _____

避難所外避難者名簿

氏名	住所	性別	年齢	必要物資（品名・数量）					備考	支援 終了日

避難所記録用紙

避難所名 _____

記載者名		
記載日時		月 日 時 分
避難人数		約 人 (時現在)
避難世帯数		約 世帯 (時現在)
連絡事項	総務班	
	情報班	
	生活管理班	
	物資施設管理班	
	衛生班	
	援護班	
	給食班	
対処すべき事項、予見される事項等		

居住区運営委員編成名簿

(御池台校区避難所)

居住区番号

平成 年 月 日

区長	
副区長	

区長と副区長の 2 名を選出 (男女共同参画の観点からも区長・副区長は男女が望ましい)

区長と副区長は避難所運営会議に出席する

各活動班	班長	副班長
総務班		
情報班		
生活管理班 (誘導・管理)		
物資施設管理班 (消火・物資)		
衛生班 (救出・救護)		
援護班		
給食班		

各班の班長と副班長を選出 (男女共同参画の観点からも班長・副班長は男女が望ましい)

各居住区で選出された班長の中から避難所運営会議に出席する代表班長を選出する

様式 8 - 2

重営委員一覧表（各区の区長・代表班長・活動班長など）

代 表 班 長			総務班長	情報班長	生活管理班 長 (誘導管理 班)	物資管理班 長 (消火物資 班)	衛生班長 (救 出 救 護 班)	援護班長	給食班長
	正								
	副								

区		区長	総務班長	情報班長	生活管理班 長 (誘導管理 班)	物資管理班 長 (消火物資 班)	衛生班長 (救 出 救 護 班)	援護班長	給食班長
1 区	正								
	副								
2 区	正								
	副								
3 区	正								
	副								
4 区	正								
	副								
5 区	正								
	副								
6 区	正								
	副								
7 区 (福 祉 避 難 所)	正								
	副								
8 区 (校 舎 教 室)	正								
	副								
9 区 (運 動 場 など)	正								
	副								

様式 8-3 避難所運営委員一覧表（役員 防災士 活動班チーフなど）

<堺市危機管理センター>

--	--	--

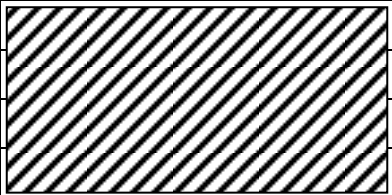
<堺市南区災害対策本部>

--	--	--

<堺市災害地区班員（地区班）>

--	--	--	--

<役員>

災害対策本部長	
避難所運営委員長	
避難所運営副委員長	
避難所運営事務局長	

<防災士>

						
---	---	---	---	--	---	---

<本部チーフ>

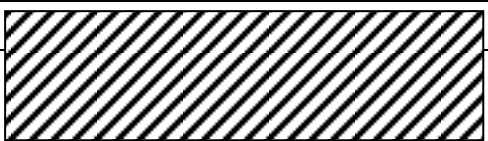
総務班	情報班	生活管理班	物資管理班	衛生班	救護班	給食班
						

<本部担当委員>

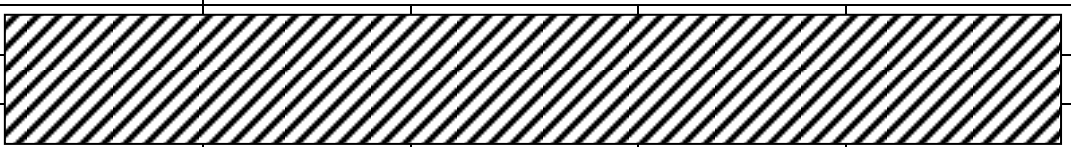
総務班	情報班	生活管理班	物資管理班	衛生班	救護班	給食班
4 丁	1 丁東	1 丁	1 丁第一	4 丁南	2 丁	2 丁北
1 丁第二	3 丁西	3 丁	2 丁第三	2 丁西		美木多上

本部担当委員は毎年各丁で選出される。

<小学校>

御池台小学校長	
御池台小学校教頭	

<民生委員>

民生委員長	
民生委員	

<連合業務運営委員>

業務運営委員長	
業務運営委員	

様式 8－4

避難所運営委員会編成名簿

避難所運営委員会			名 簿
委 員 長			
副 委 員 長			
副 委 員 長			
各 活 動 班	総 務 班	班 長	
		副 班 長	
	情 報 班	班 長	
		副 班 長	
	生活管理班	班 長	
		副 班 長	
	物資管理班	班 長	
		副 班 長	
	衛 生 班	班 長	
		副 班 長	
	救 護 班	班 長	
		副 班 長	
	給 食 班	班 長	
		副 班 長	
居 住 区	1	区 長	
		副 区 長	
	2	区 長	
		副 区 長	
	3	区 長	
		副 区 長	
	4	区 長	
		副 区 長	
	5	区 長	
		副 区 長	
	6	区 長	
		副 区 長	
	7	区 長	
		副 区 長	
	8	区 長	
		副 区 長	
	9	区 長	
		副 区 長	
	10	区 長	
		副 区 長	

避難所運営会議記録用紙

避難所名

開 催 日 時		月 日 時 分～ 時 分
参 加 者		
連 絡 事 項	総 務 班	
	情 報 班	
	生 活 管 理 班	
	物 資 管 理 班	
	衛 生 班	
	救 護 班	
	給 食 班	
	避 難 所 担 当 職 員	
	施 設 管 理 者 施 設 職 員	
会 議 内 容		

取材者用受付用紙

避難所名 _____

受付日時	月	日	時	分
退所日時	月	日	時	分

代 表 者	氏名		所属	
	連絡先（所在地・電話番号）			
同 行 者	氏名	所属		
取材目的				
放送、掲載等予定				
避難所側付添者		（名刺貼付場所）		
特記事項				

郵便物等受取帳

避難所名: _____

	受付 月日	宛名	居住区	郵便物等の種類	保管 担当者	受取 月日	受取人
1			区	葉書・封書・小包			
				他()			
2			区	葉書・封書・小包			
				他()			
3			区	葉書・封書・小包			
				他()			
4			区	葉書・封書・小包			
				他()			
5			区	葉書・封書・小包			
				他()			
6			区	葉書・封書・小包			
				他()			
7			区	葉書・封書・小包			
				他()			
8			区	葉書・封書・小包			
				他()			
9			区	葉書・封書・小包			
				他()			
10			区	葉書・封書・小包			
				他()			
11			区	葉書・封書・小包			
				他()			
12			区	葉書・封書・小包			
				他()			
13			区	葉書・封書・小包			
				他()			
14			区	葉書・封書・小包			
				他()			
15			区	葉書・封書・小包			
				他()			

- ・被災者支援・対応班の担当者は、「受付月日」～「保管担当者」欄に記入します。
- ・受け取りは、原則として各居住区の代表者が取りに来ることとし、受け取りの際は代表者に「受取月日」と「受取人」欄に記入してもらいます。
- ・本人に直接渡す必要がある郵便物等の場合は、受け取りに来た居住区の代表者にその旨を伝え、本人に受け取りに来てもらい、「受取日」と「受取人」欄に記入してもらいます。

様式 1 2 避難所ペット登録台帳

No. _____

避難所ペット登録台帳

避難所名： _____

N o	飼育者	入退所日	種類	性別	特徴	スペース
例	氏名：堺太郎 住所：●区●町1-2 電話：072-●●-●●●●	入 ●月 ●日 退 ●月 ▲日	犬	オス メス	名前：シロ 体格：大型 毛色：白	外（校庭） 内（ ）
1	氏名： 住所： 電話：	入 月 日 退 月 日		オス メス	名前： 体格： 毛色：	外（ ） 内（ ）
2	氏名： 住所： 電話：	入 月 日 退 月 日		オス メス	名前： 体格： 毛色：	外（ ） 内（ ）
3	氏名： 住所： 電話：	入 月 日 退 月 日		オス メス	名前： 体格： 毛色：	外（ ） 内（ ）
4	氏名： 住所： 電話：	入 月 日 退 月 日		オス メス	名前： 体格： 毛色：	外（ ） 内（ ）
5	氏名： 住所： 電話：	入 月 日 退 月 日		オス メス	名前： 体格： 毛色：	外（ ） 内（ ）
6	氏名： 住所： 電話：	入 月 日 退 月 日		オス メス	名前： 体格： 毛色：	外（ ） 内（ ）
7	氏名： 住所： 電話：	入 月 日 退 月 日		オス メス	名前： 体格： 毛色：	外（ ） 内（ ）

No. _____

避難所名

品目または品名		単位呼称	
保管場所			

[illegible]

食料依頼伝票

避難所	依頼日時				月	日	時	分
	避難所名							
	住所							
	ふりがな 担当者名							
	電話				FAX			
	依頼数	避難者用		食（うち、やわらかい食事		食）		
		避難所外避難者用		食（うち、やわらかい食事		食）		
合計		食（うち、やわらかい食事		食）				
その他の依頼内容								
災害対策本部	受信日時				月	日	時	分
	担当者名							
	処理時刻				月	日	時	分
	配送数	避難者用		食（うち、やわらかい食事		食）		
		避難所外避難者用		食（うち、やわらかい食事		食）		
		合計		食（うち、やわらかい食事		食）		
	発注業者							
	配送業者							
配送確認時間								

物資依頼伝票

①	依頼日時 月 日 時 分			②	本部受付日時 月 日 時 分			
	避難所名				本部受信者名 電話 FAX			
	住所				発注先業者名 電話 FAX			
	担当者 電話 FAX							
	品名		サイズ 等		数量	出荷数量	個口	備考
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
6								
7								
8								
9								
10								
・一行につき一品、サイズごとに記入し、数量はキリのいい数字で注文してください。 ・性別などは「サイズなど」の欄に記入してください。 ・物資・施設管理班はこの伝票に記入し、災害対策本部に原則としてFAXで配達・注文を依頼してください。 ・FAXが使えない場合は、必ず控えを残しておいてください。 ・物資・施設管理班は、受領時に「物資受払簿」に記入してください。							個口合計	

③	出荷日時 月 日 時 分			
	配達業者			
	電話			
	FAX			
	配達日時 月 日 時 分			

④	
避難所 受領 サイン	

※「様式１５ 物資依頼伝票」の記載方法及び使用方法

- 1 物資・施設管理班の担当者は、伝票の①の枠内に必要事項を記入します。
 - (1) 伝票に記入するときは、同一品種、サイズごとに記入します。
 - (2) 「様式１７ 物資受払簿」に、物資の品名ごとに、伝票№と依頼数量などを転記します。
 - (3) 転記後は、伝票を物資・施設管理班の班長へ渡します。
 - (4) 物資・施設管理班の班長は、伝票の内容を確認の上、災害対策本部に伝票を送付します。
- 2 災害対策本部では、伝票の②の枠内に必要事項を記入します。
 - (1) 災害対策本部の物資管理を担当する職員は、伝票の内容を品名ごとの受取簿に記入します。
 - (2) 発送時に、その内容を台帳及び伝票に記入します。
 - (3) 配送担当者に伝票を渡します。
- 3 配送担当者は、伝票の③の枠内に必要事項を記入します。（物資管理担当職員が直接配送するときは、職員が配送担当者と同様の記入を行います。）
 - (1) 配送担当者は、伝票の④の枠内に避難所の物資・施設管理班の班長のサインを得てから物資を渡します。
 - (2) 物資・施設管理班の班長が不在の時は、班員のサインを受けます。
 - (3) 配送担当者は、伝票を災害対策本部の物資管理を担当する職員に渡します。
 - (4) 物資・施設管理班は、「様式１７ 物資受払簿」に数量などを記入します。
- 4 災害対策本部の物資管理担当職員は、災害救助法の請求に備え、伝票を保管します。

避難所：

- ・物資等の受領時に記載します。
- ・この用紙は避難所で保管します。

※「様式１６ 物資受払簿」の記載方法及び使用方法

- １ 物資・施設管理班の担当者は、依頼した物資が配送されたら、必要事項を記入します。
 - (1)「受入先」は、通常は災害対策本部ですが、寄付があったときは、寄付者名を記入するなど出所を明示します。
 - (2)「受」には、受け入れた数量を記入します。
- ２ 物資を避難者に配布した場合、配布した数と残数を記入します。
 - (1)「払出先」には、居住区ごとに配布したときは区の番号、避難者ごとに配布したときは避難者氏名と住所、電話番号などを記入します。
 - (2)「払」には、配布した数量を記入します。
 - (3) 現在数量と受払簿の残数が一致しているか確認します。

居住区名

- ・一行につき一品、サイズごとに記入してください。
- ・性別等は、「適用（サイズなど）」の欄に記入してください。
- ・その他必要な事項（説明しておくべき事情や緊急を要するものであるのか等）は、備考欄に記入してください。

様式 18 相談窓口記録票

居住区

相談窓口記録票

[illegible]

資料集

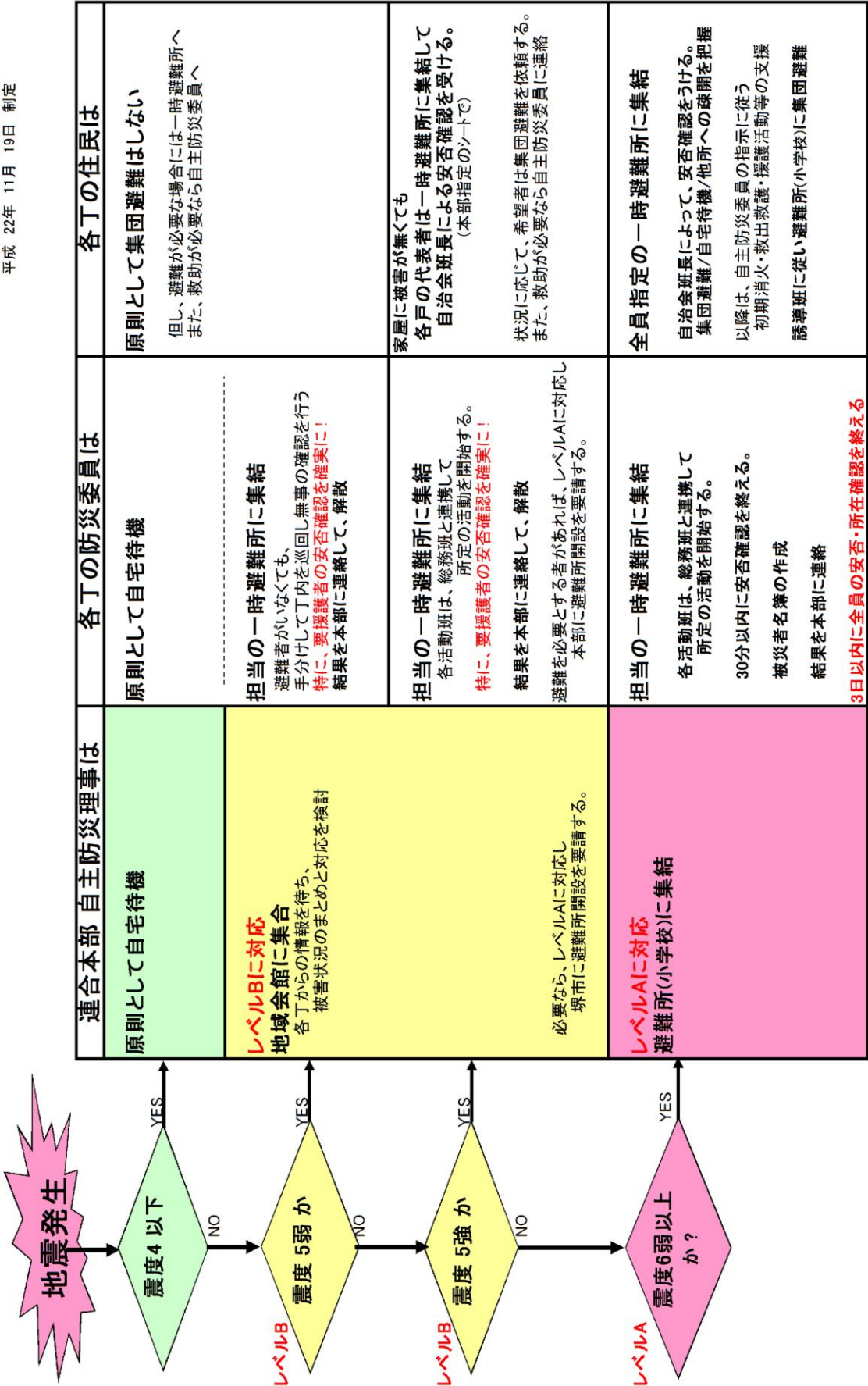


地震災害時に於ける行動マニュアル

(① 初期行動の判断基準)

御池台連合防災会

平成 22年 11月 19日 制定

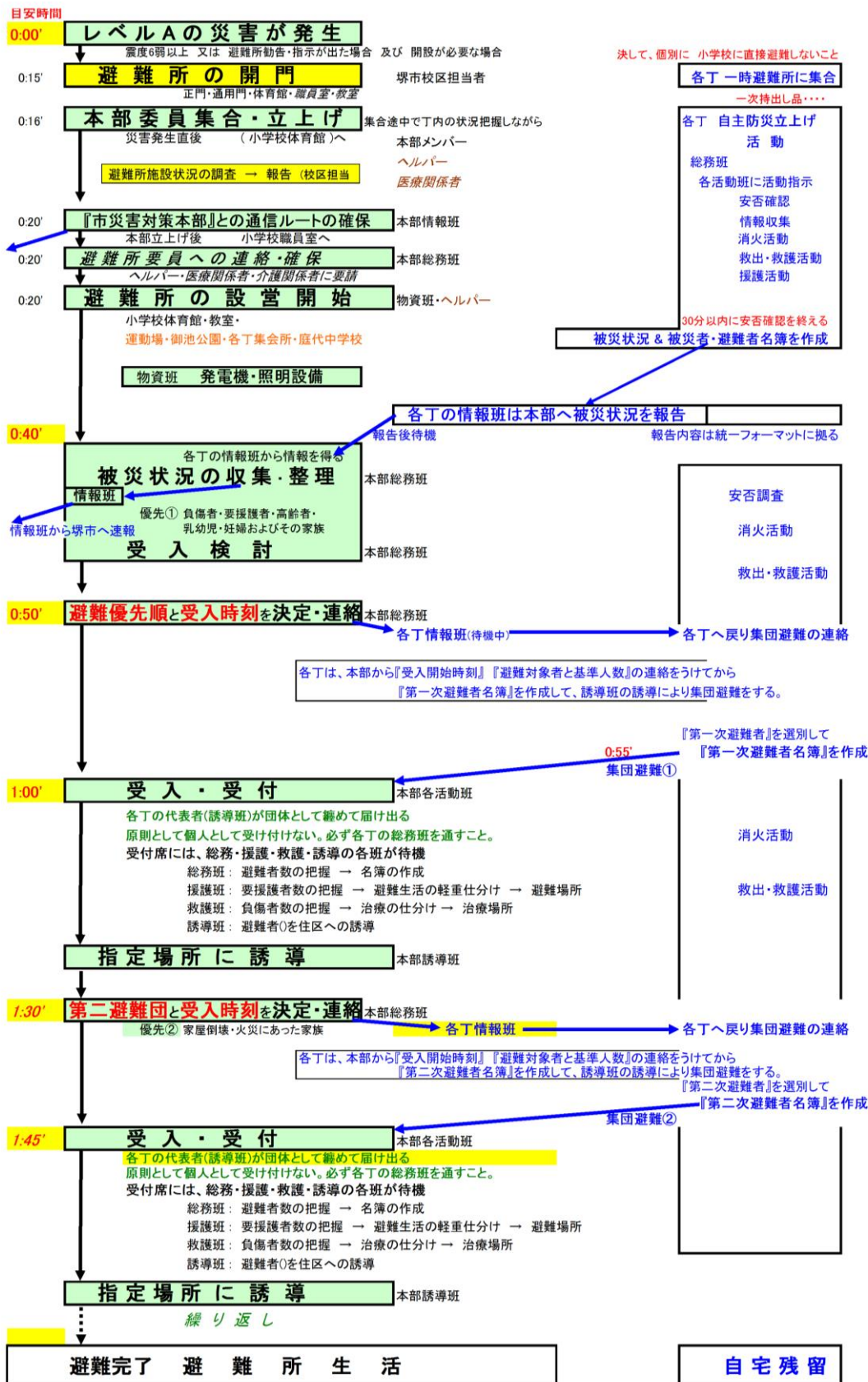


資料2 御池台校区自主防災会（震度6弱以上の）災害発生～集団避難受入までの

本部の行動マニュアル

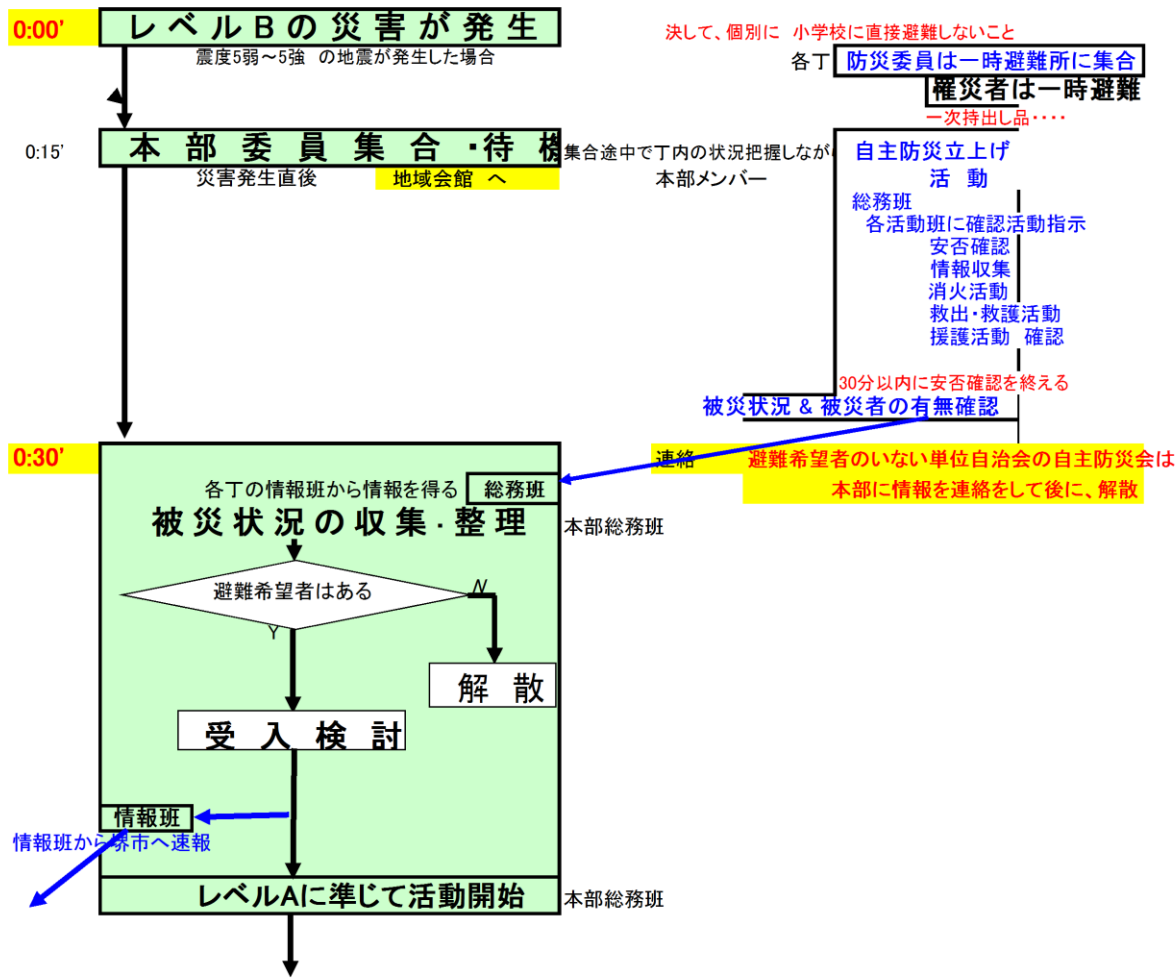
（震度6弱以上の）災害発生～集団避難受入までの本部の行動マニュアル

H22年11月制定



資料3 御池台校区自主防災会（震度5弱～5強の）災害発生～集団避難受入までの本部の行動マニュアル

【資料3】
(震度5弱～5強の)災害発生～集団避難受入までの本部の行動マニュアル H22年11月制定



資料 4 御池台校区自主防災会自主防災組織とその基本的な役割（本部用）

自主防災組織とその基本的な役割
(本部用)

本則は、大災害発生直後と避難所生活に対応する為の取組むることを念頭において構成し、基本的な役割を規程する。

[illegible]

資料5 御池台校区自主防災会自主防災組織とその基本的な役割（各単位自治会）

用)

池田台単位自治会
金

自主防災組織とその基本的な役割

(各単位自治会専用)

本則は、大災害発生直後と避難所生活に対応する為の取組みを念頭において構成し、基本的な役割を規程する。詳細に関しては、各丁の事情に合わせて取決めて下さい。

	【平常時】	【災害直後】1～3日間	【災害初期】3日～1週間	【災害中期】4日～3ヶ月
総務班	代表者(自治会長の補佐) 丁内自主防災活動の支援を指導・管理する 各活動班との連絡調整 防災に関する啓発活動 講習会等の開催・活動 訓練・避難・団体等との協定・調整 関係機関・団体等との協定・調整 活動予算の立案・承認・執行・会計報告 避難所に必要な資材・機材の確保 関係機関・組織との連携 防災訓練の企画	一時避難所の開設 自主防災組織(活動班)の編成と運営 各活動班の活動状況の掌握・調整および活動指示 (情報班と)情報の伝達・分析・活用 避難所での、初期の運営体制づくり 関係機関・組織との連携 本部→避難者名簿の作成→本部へ	一時避難所の開設 自主防災組織(活動班)の編成と運営 各活動班の活動状況の掌握・調整および活動指示 (情報班と)情報の伝達・分析・活用 避難所での、初期の運営体制づくり 関係機関・組織との連携 本部→避難者名簿の作成→本部へ	避難所生活における丁内の主たる運営 各活動班との連絡・調整および作業指示 運営本部との連絡窓口 行政機関との連絡・調整 マスコミ対応 各種検票(避難者名簿・・・)の作成・保管管理 活動経費の収支処理・会計報告 なんでも相談窓口 被災者の要望・意見の聴取
情報班	被災状況の把握 情報の伝達方法の確立 地域・・・本部・・・行政等 行政等・・・本部	丁内の被害状況の迅速且つ正確な把握 被害状況、安全な避難経路情報・・・ ラジオ、インターネット・・・ 場所別の設置および伝報 防災情報の伝達・デマの防止 各丁と本部との集約避難の連絡 安否確認、避難希望者を総務班に連絡後、本部に報告 本部からの指示により集約避難を指導 フラカードを備えて団体を明確に (避難後先戻位を考慮して)	丁内の被害状況の迅速且つ正確な把握 被害状況、安全な避難経路情報・・・ ラジオ、インターネット・・・ 場所別の設置および伝報 防災情報の伝達・デマの防止 各丁と本部との集約避難の連絡 安否確認、避難希望者を総務班に連絡後、本部に報告 本部からの指示により集約避難を指導 フラカードを備えて団体を明確に (避難後先戻位を考慮して)	被害状況の迅速且つ正確な把握と防災機関への連絡 二次避難勧告があれば、その伝達 ラジオ、インターネット・・・ 指示板の設置および伝報 防災情報の伝達・デマの防止 迅速且つ正確な情報を伝達して、混乱を防ぐ
避難誘導班	一時避難所の周知 地域内の危険場所の把握 集団避難の経路・方法の確認 危険予知を事前に言い、第一案、第二案・・・を準備 避難時の心得の周知	一時避難所の周知 地域内の危険場所の把握 集団避難の経路・方法の確認 危険予知を事前に言い、第一案、第二案・・・を準備 避難時の心得の周知	住民の生活規律維持管理・・・消灯、新設、 備置管理・・・保管箱、 衛生管理・・・食事前の清拭、トイレ清拭 避難状況や未確認者の確認/出入り変化する把握 被災者に対し、必要な物資等を総取り総務班に連絡	住民の生活規律維持管理・・・消灯、新設、 備置管理・・・保管箱、 衛生管理・・・食事前の清拭、トイレ清拭 避難状況や未確認者の確認/出入り変化する把握 被災者に対し、必要な物資等を総取り総務班に連絡
救護班 (衛生班)	救出・救護の為の技術を得得る 救出・救護の為の資・機材を確保・整備する 講習会等を開催し、 家庭に於ける応急処置や救急設備指導	救出活動 一時避難所で応急な処置を行い、救出活動を行う 救出には衛生班協力し、必要でない(フラッシュライト) 3分・30分・3時間の時間 3分以内・・・心臓停止の恐れあり 30分以内・・・救急・救命措置を行う 3時間以内・・・応急処置の必要、救出 3日以内・・・全ての人の安否確認と安全な避難を完了させる 救護活動 救出者の応急手当と搬送 必要な勘所に連絡	救出活動 一時避難所で応急な処置を行い、救出活動を行う 救出には衛生班協力し、必要でない(フラッシュライト) 3分・30分・3時間の時間 3分以内・・・心臓停止の恐れあり 30分以内・・・救急・救命措置を行う 3時間以内・・・応急処置の必要、救出 3日以内・・・全ての人の安否確認と安全な避難を完了させる 救護活動 救出者の応急手当と搬送 必要な勘所に連絡	本部からの要請により応援 1. 清潔、衛生を確保し感染病等を防ぐ 2. 飲み水の衛生管理 3. ゴミの処理 4. し尿の処理 本部からの要請により応援 要援避難者の健康状態の把握・管理 要援避難者の要望・意見の聴取・取組め
支援班	地域内の要援者を掌握し、名簿を作成し、 組織的に管理する 要援者の支援のラング付けの充実 (身体状態の状態、支援レベルと、地図の添付) 要援者の支援体制の検討・確立 支援技術を習得する 必要な資材・機材を揃える 防災用の資材・機材を確保し整備する 消火用、避難生活用、避難所インフラ用他全般 有期間限の管理 救急用、発電機、照明、シャベル、ノコギリ 生活用、救急薬、シート、消毒等、トイレ、 ヘルメット	要援者の安否確認 避難状況や未確認者の安否確認→救出総務班に連絡 要援者の救出 要援者を福祉避難所へ搬送 要援者の健康状態の把握・管理 (健康状態、常備薬、身体状況注意事項) 火災予防 各家庭へ出火防止指導を避難係(電気・ガス・元栓閉鎖) 火災発生時 住民からの情報に基づき初期消火活動を指導 消防署への連絡 元来な住民は安否確認を受けた後に消火・救出・搬送に対応	本部からの要請により応援 要援避難者の健康状態の把握・管理 要援避難者の要望・意見の聴取・取組め 本部→救護物資の受入・保管管理・配布応援 →救護物資の要請聴取→総務班→本部(総)	本部からの要請により応援 要援避難者の健康状態の把握・管理 要援避難者の要望・意見の聴取・取組め 本部→救護物資の受入・保管管理・配布応援 →救護物資の要請聴取→総務班→本部(総)
給食班	備蓄について住民に啓発・周知する (食糧・飲料水・生活用水)	本部にて被災時の給食計画に基づき炊き出しを実施する	本部にて被災時の給食計画に基づき炊き出しを実施する	本部にて被災時の給食計画に基づき炊き出しを実施する

安否確認の重要性について

H25年 11月 23日

何故、統一の『安否確認チェックリスト』が必要か
何故、面倒な①～⑦の優先順位の調査や記入が必要か

大災害とりわけ大地震が発生した場合には、

まず第一に、自身及び家族の安全を確保することが大切です。(自助)

**次に、誰が どの様な状況にあり どんな助けを必要としているか を 把握する事が必要です。
つまり、迅速で正確な安否確認を行い、助け合うことです。(共助)**

御池台校区では統一の『安否確認チェックリスト』に従って、安否確認を行います。

この時、集団避難の希望者・自宅残留者・他所への疎開者を識別することが肝心です。

安否確認に於いて、留意すべきことは『3-3-3 の原則』です。

3分以内・・・心肺停止の分かれ目

30分以内・・・救急・救命による蘇生

3時間以内・・・危険な人の発見と救出を完了させる。超過はクラッシュ症候群発生の恐れ

3日 以内・・・全ての人の安否確認と安全確保を完了させる。生存の限界

つまり、時間との競争であることを意識することです。

早く見つけ出し
早く措置を行う

諦めずに探し出す

次に、集団避難をすることになります

残念ながら小学校の建物には受入可能な人数に限界があります。(年度によって変動)

小学校に近い人から早い者勝ちとならない様に、集団避難の必要度の高い方達や、所謂 弱者と言われる方達や避難を希望する方達に優先順位をつけて受入れることを H24年9月に連合防災会議で取決めています。

御池台における優先順位は、

- ① 要援護者(赤)と付添者1名 (事前登録者)
療養者と付添者1名 (病気等で自宅療養中の者)
- ② 重傷者と付添者1名 (災害で重症を負った者)
- ③ 知的障害者と付添者1名 (やまびこ学級等)
- ④ 妊産婦・乳幼児と母親 (乳幼児とは、未就学児)
- ⑤ 要援護者(黄・緑)・高齢一人住者(高齢者とは、75才以上)
- ⑥ 家屋倒壊・焼失等の被災者 (居住に適さなくなった住民)
- ⑦ その他 避難希望者

です。

混乱と騒乱の最中でも公平且つ整然とした避難が出来る事を目指しております。

即ち、優先順位の上位者①から⑦へと 順次受入れることになります。

各丁から避難希望者数の報告を受けて集計しますが ⑥、⑦位では収容定員を超過する事も想定されます。

この場合には、本部から各丁に対して避難希望者数に応じて按分した人数を指示します。

各丁では、指示された人数に応じて避難者を人選して、避難誘導することになります。

従って、最後の自治会からの安否確認の報告書を受けて集計するまでは、避難希望者総数が確定せず、

各丁に対して避難者の受入可能数を指示せず、待機時間が長引くことになります。

各丁においては、最長 2時間で 報告できる様に体制を工夫して下さい。

被災生活となれば、インフラや食べ物、飲料水、衣類その他公的支援を受けることとなります。(公助)

この為には、避難者・自宅残留者共に堺市指定の用紙にて被災者登録が必要となります。

また、集団避難すること以外にも、救助対象者を絞り込むことにも有効なリストです。

安否確認チェックリスト

工 年 月 日 時 分現在

一時避難所において自治会班長が自分の班について、このチェックリストに従い安否確認を行い、結果を情報班長に報告する。

[illegible]

確認漏れを無くす為に、

戸主の氏(名)は予め全て記載しておく
(但し、問題であれば氏のみでも可)

家族の付添いは1名のみ

乳幼児とは、未就学児

判明の場合のみ
(自宅残留)

安否確認時には、家族人数とその全員の安否確認 及び 集団避難/自宅残留/疎開の希望を取り取る。
家族全員の名前は、集団避難後に所定の用紙にて登録する。……公的援助の対象となる。

安否確認の集計表

H 年 月 日 時 分現在
H27年01月 日 様式改定(案)

住 所	家族の総人数	家族の状況			集団避難希望者の内訳										優先順位		備考欄		
		外出中	死亡	確認済◎	訪問者	① 要援	② 保護者		③ 重傷者	④ 妊産婦 乳幼児 と母親	⑤ および 要援護者		⑥ 家屋の 倒壊 焼失	⑦ 一般					
							付添	やまびこ学級 付添			付添	地域会館			小学校	小学校		黄	緑

各丁の実態に合わせて下さい

班内全員の安否が確認されたら◎

青文字は、記載の一事例です。
各丁自治会の事情に合わせて下さい。

判明の場合のみ
(自宅残留で公的支援の希望者は被災者名簿に登録)

安否確認の本部総集計表

御池台校区

H 年 月 日 時 分現在

H27年04月 日 様式改定(案)

自治会	家族の総人数	家族の状況				避難希望者の内訳										備考欄	
		外出中	死亡	確認済	訪問	① 避難希望者数		② 要援護者		③ 重傷者		④ 妊産婦乳幼児と母親		⑤ 要援護者		⑥ 家屋の倒壊	⑦ 一般
						地域会館	小学校	付添	やまびこ学級	付添	小学校	地域会館	小学校	黄	緑		
一丁																	全壊 戸、一部壊 戸、火災 戸
一丁 第一																	全壊 戸、一部壊 戸、火災 戸
一丁 第二																	全壊 戸、一部壊 戸、火災 戸
一丁 東																	全壊 戸、一部壊 戸、火災 戸
二丁																	全壊 戸、一部壊 戸、火災 戸
二丁 西																	全壊 戸、一部壊 戸、火災 戸
二丁 北																	全壊 戸、一部壊 戸、火災 戸
二丁 四																	全壊 戸、一部壊 戸、火災 戸
二丁 第三																	全壊 戸、一部壊 戸、火災 戸
三丁																	全壊 戸、一部壊 戸、火災 戸
三丁 西																	全壊 戸、一部壊 戸、火災 戸
四丁																	全壊 戸、一部壊 戸、火災 戸
四丁 南																	全壊 戸、一部壊 戸、火災 戸
美木多上																	全壊 戸、一部壊 戸、火災 戸
合計						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	全壊 戸、一部壊 戸、火災 戸

自治会内全員の安否が確認されたら◎

地域会館受入人数

C = 0 人...①+④

H 年度 小学校の収容可能人数

A1 = 350 人

H 年度 小学校教室の収容可能人数

A2 = 0 人...③

H 年度 地域会館の収容可能人数

B = 150 人

小学校へ優先避難受入人数

D = 0 人...D = ②+③+⑤

H 年度 小学校の収容可能残人数

E = 0 人...A1-D

一般集団避難希望人数合計

F = 0 人...F = ⑥+⑦

各丁の一般集団避難希望人数

G_丁 = 人... 1丁の⑥+⑦

G_{美木多} = 人... 美木多の⑥+⑦

各丁への収容割り当て人数

H_丁 = 人... G_丁 X (E / F)

各丁の集団避難希望人数 X (収容可能残人数 / 集団避難希望人数)

判明の場合のみ

(自宅残留で公的支援の希望者は被災者名簿に登録)

御池台

丁 自治会

安否確認の報告表

(小学校本部受付に)

H 年 月 日 時 分現在

H27年01月 日 様式改定 (案)

		家族の総人数		訪問者		集団避難希望者の内訳										および優先順位		備考欄							
		確認済◎		死亡		要援護者		①		②		③		④		⑤		⑥		⑦		他に疎開		自宅残留	
		外出中				地域会館		赤		付添		やまびこ学級		妊産婦		要援護者		倒壊・焼失		一般					
		訪問者				小学校		付添		本人		重傷者		乳幼児		黄		緑		小学校					
		数				地域会館		付添		本人		小学校		と母親		小学校		緑		小学校					

家屋被害

全壊 戸

半壊 戸

一部壊 戸

火災 戸

切り取り線

御池台

丁 自治会

安否確認の報告表

(地域会館援護班受付に)

H 年 月 日 時 分現在

H27年01月 日 様式改定 (案)

		家族の総人数		訪問者		集団避難希望者の内訳										および優先順位		備考欄							
		確認済◎		死亡		要援護者		①		②		③		④		⑤		⑥		⑦		他に疎開		自宅残留	
		外出中				地域会館		赤		付添		本人		妊産婦		要援護者		倒壊・焼失		一般					
		訪問者				小学校		付添		本人		重傷者		乳幼児		黄		緑		小学校					
		数				地域会館		付添		本人		小学校		と母親		小学校		緑		小学校					

家族欄

1. 大人/子供の人数記入欄を削除

家族構成は避難後に『避難者名簿』で把握する。

2. 死亡人数の記入欄を削除

死亡の判断は医師にしかできない

3. 要援護者の定義と判定の見直し

堺市 記号		新 定義 と 判定 の 目安			旧 定義 と 判定	
定義	記号	A	B	C	優先順	
要 援 護 対 象 者	ア 特定疾患者	①				
	イ 療育者	①			①	要援護者（赤）避難に3～4人の支援がないと歩行できない
	ウ 療たさり	①				
	エ 精神障害者					
	オ 知的障害者（やまびこ学級）				③	知的障害者（やまびこ学級） 中学校にも相当するクラスがあるのでは？
	カ 知的障害者	②				
	キ 障害者自立支援法の障害区分認定者（障害者手帳 1級、2級）					
	ク 介護保険の介護認定者（ 級以上）					
	ケ 介護保険の介護認定者（ 級以下）				⑤	要援護者（黄）避難に手や肩を貸せば、歩行ができる
	コ 介護保険の要支援認定者（ 級）					
者	ク 緊急通報システム登録者					
	ケ 75才以上の高齢者（一人暮らし）（高齢者夫婦）（その他）				⑤	要援護者（緑）1人で行動できるが、災害時は安否確認の声掛けが必要
	コ その他					
避 難 優 先 者	重傷者	③			③	重傷者
	妊産婦 & 乳幼児と母親	④			④	妊産婦 & 乳幼児と母親
	家屋倒壊・焼失等	⑥			⑥	家屋倒壊・焼失等
	自宅では恐怖があるので、避難所で過ごしたい	⑦			⑦	一般

資料7 避難所開設・運営の流れ（避難所と市や関係機関等のタイムライン比較）

大規模な災害が発生した場合の避難所の開設・運営の流れは、以下のとおりである。

（大規模地震発生の場合）

		避難所での対策	市や関係機関等の主な対策 （○市、□施設管理者、◎関係機関）
	事前準備	避難所開設の事前準備	○避難所の開設準備
	災害発生 ▽ 3分	自身や家族の安全の確保 隣近所の確認 （出火の有無、救助等の必要性）	
	▽ 30分	救出・救護活動、安否確認 （避難が必要になる） 地域の集合場所へ集合、点呼	○職員の参集
	▽ 3時間	避難開始 関係者参集、施設の開錠・開設	○災害対策本部体制の確立 ○被災状況の把握
初動期	▽	避難所開設に関係する人への連絡 避難所に向かう時（救出救助、消火等） 避難所に到着した後、施設の開錠 施設の安全点検 ライフラインの確認 備品の確認 レイアウトづくり（場所割り） 避難所開所（誘導開始） 避難所への誘導（名簿作成） 居住スペースへの誘導と割り振り 要配慮者への対応 災害対策本部への報告 食料・飲料水・物資等の確保	○避難所開設状況の把握 ○福祉避難所の開設 ○救護所の開設 ○食料、飲料水、生活必需品の確保 ○簡易トイレの設置
	24時間 ▽	運営体制づくり 避難所運営委員会の設置 会議の開催 本格運営開始 災害対策本部との連絡体制の確立 避難所生活の共通ルールの確立 食料・飲料水・物資等の確保 要配慮者への配慮	□○避難所運営委員会への参加 □○避難所運営への支援 ◎ライフラインの確保 ○福祉対策 ◎災害ボランティアセンター開設
展開期	3日 ▽	情報収集・広報の実施 感染症予防 衛生管理 健康の維持 ボランティアの受入れ	○り災証明の受付 ○義援金等の受付 ○相談窓口の開設 ○防疫・衛生対策 □学校等再開へ向けての準備
展開期	3週間 ▽	長期化した場合の運営 避難所生活の見直し 避難所運営体制の見直し	○生活再建支援 ○仮設住宅建設計画の具体化 □学校等の再開
安定期	▽	日常生活への復帰 避難所の統廃合 避難所の閉鎖	
撤収期	閉鎖		

資料8 要配慮者への対応

災害時における要配慮者への対応

- (1) 避難者の中で、特に要配慮者については心身の状態によっては避難所の生活に順応することが難しく、体調を崩しやすいので、よりきめ細やかな対応が必要である。
- (2) 保健・福祉部門の職員等が同席するなどして、健康状態、家屋の状況、同居家族・援助者等の状況、必要なサービス内容を的確に把握し、名簿登録を行う。
- (3) 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるとともに、避難者一人ひとりの人権が尊重されるよう、要配慮者対応の相談窓口の設置が必要である。
相談窓口には、手話ができる者、要約筆記ができる者、盲ろう者通訳・介助者、点訳ができる者、外国語が堪能な者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー、臨床心理士、保健師等、保健・医療・福祉的相談に応じられる者を確保し、配置するように努める。
- (4) 避難所に指定された施設は、あらかじめできる限りバリアフリー化に努めることとするが、バリアフリー化されていない場合は早急に段差解消や、洋式仮設トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設整備が必要である。
必要スペースについては、要配慮者の状況に配慮し、介護ができるスペースや車いすの通れるスペース等の確保、また、要配慮者や介護者等が静養できる空間の確保について検討する必要がある。
- (5) 障害の状態や心身の健康状態を考慮し、避難所での生活が困難と判断される場合には、本人の意思も踏まえ、直接要請又は府にあつせんを依頼して、福祉施設等への緊急一時入所を行う。
- (6) 身体等の状況が専門施設への入所に至らない程度の人には、福祉避難所への避難を勧める。
- (7) 避難所及び福祉避難所において、要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう手話ができる者、要約筆記ができる者、盲ろう者通訳・介助者、点訳ができる者等の人材の確保や福祉用具等の確保を図るように努める。
- (8) 高齢者等要配慮者の状態に応じた温かい食事ややわらかい食事、乳幼児には粉ミルク、離乳食、内部障害者には、疾病に応じた食事など、要配慮者に配慮した食料の提供が必要である。
なお、食事制限のある難病患者・人工透析患者への配慮、文化・宗教上の配慮が必要である。
- (9) 車いす等の補装具や日常生活用具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレや、日常生活用品等についても迅速に手配し、確保したうえ、必要性の高い人から優先的に支給・貸与を行う。
また、難病患者・人工透析患者等には、個々の治療に要する医薬品の確保を図る。
- (10) 災害発生直後は、情報が不足しがちとなり、必要以上に不安感を抱くこととなるため、ラジオやテレビを設置するなど報道機関からの情報が得られるよう配慮する。その際、できるだけ文字放送対応機器も併せて準備するように努める。
また、避難所内部における物資の供給場所や供給方法の連絡などの情報は、拡声器等の音声によるものと併せて、掲示やビラ等文字による提供を行うとともに、保健・医療・福祉に関する相談に応じられる者が、障害者に対応したコミュニケーション

ン手段を用いて提供を行うなど、要配慮者に確実に提供できるよう配慮する。

なお、掲示物等については、可能な限り図やイラストを用いるなど、わかりやすい表示にする。

- (11) トイレへの移動や食料・水等を受け取る際などに、介助を必要とする人のために人材が必要な場合は、ボランティアと協力して対応する。
また、避難所での生活が長期化する場合は、ボランティア等の協力を得て、継続的な見守り等を行う必要がある。
- (12) 日本語の理解が十分でない外国人に対しては、身ぶり・手ぶりなどによる伝達や外国語に堪能な人の協力を得て、必要な情報を確実に提供できるよう配慮することが必要である。
あらかじめ、市における NP0、国際交流財団と連携を図り、人材の把握に努めておく。
- (13) 性的マイノリティ（性的少数者）とは、心と体の性が一致しない性的少数者のことである。このような多様な家族のかたちを認知することが必要である。
- (14) アレルギーがあることを言い出せない方が多いため、その都度「アレルギー患者さんはいませんか？」などと積極的に声掛けを行う。

要配慮者に応じた対応

体不自由者	・ 本人の意向を確認の上、できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮する。 ・ 車いす対応が可能な洋式トイレを用意し、本人の意向を確認の上、できるだけトイレに近い場所を確保する。 ・ 車いすが通れる通路を確保する。 ・ 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車いす等の補装具が必要である。 ・ 車いす等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて修理・支給するように努める。この場合、メンテナンスキット（空気入れ、パンク修理、工具）も必需品である。
視覚障害者	・ 本人の意向を確認の上、できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮する。 ・ 避難所内の案内を行う。特に、トイレや水道などの場所確認のための誘導を行う必要がある。 ・ 視覚障害者には、館内放送・拡声器などにより音声情報を繰り返し流す必要がある。 ・ 情報は、正確に伝える必要があるため、指示語（あれ・これ・あちら等）を使わず、できるかぎりわかりやすく具体性のある表現にする。 ・ 仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことができる場所に設置するか、順路にロープ等を張り、移動が安全に行えるよう配慮する。 ・ 特に重要な情報については、音声情報を録音したカセットテープの配布や点字による紙媒体などにより、情報を提供するように努める。また、必要に応じボランティアを配置するほか、カセットレコーダ、点字器を設置するように努める。 ・ 点字や拡大文字のほか、指点字や触手話、指文字、手のひら書き

	など、一つないし複数の組み合わせでコミュニケーションをとり情報提供に努める。 ・白杖等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給するように努める。
聴覚障害者 言語障害者	・聴覚障害者には、広報掲示板を設置するなどし、音声により連絡する場合は、必ず文字で掲示する。 ・手話・要約筆記・文字・絵図等を活用した情報伝達及び状況説明が必要である。 ・手話通訳などの支援が必要な人同士はできるだけ近くに集ってもらい、情報がスムーズに行き渡るよう配慮する。 ・重複聴覚障害者の場合には、更に併せ持つ障害に応じた配慮が必要になる。 ・手話などができる者の配置に努め、掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した情報提供を行うとともに、文字放送対応機器等を活用するなど報道機関からの情報が得られるよう配慮するように努める。その際、できるだけわかりやすい言葉を使い、正面から口を大きく動かして話すこととし、漢字にはルビをふるよう配慮する。 ・補聴器等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給するように努める。 ・盲ろう者通訳・介助者、手話ができる者及び要約筆記ができる者を避難所等に派遣するように努める。
盲ろう者	・障害が重度で重複している場合、災害の状況によっては、全面的な介助が必要となることが予想される。また、単独でいると全ての情報から閉ざされてしまうことがあることを考慮する必要があるため、状況に応じて盲ろう者通訳・介助者、ホームヘルパー等の配置などの支援が必要である。
身体障害者補助犬 使用者	・補助犬を、親類・知人・動物病院などに一時預ける場合は、補助犬にかわり、避難所内での移動や生活動作の介助等の支援が必要である。
内部障害	・避難所で生活する場合は、常時使用する医療機器（酸素ボンベ等）や薬を調達し、支給する必要がある。 ・オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）用のストマ用装具（蓄便袋、蓄尿袋）を調達し、支給する。 ・医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送する。 ・医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける。 ・食事制限の必要な人を確認する。 ・薬やケア用品を確保する。 ・各種装具・器具用の電源を確保する。 ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があるため、車いす等の補装具が必要である。 ・医療機関の協力を得て、巡回診療について配慮するように努める。

知的障害者	・災害時の救出の際に、強い不安のため座り込んでしまうことなど、ショックによる行動をとることも考えられる。 ・周囲とコミュニケーションが十分にとれず、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、短い言葉や文字、絵、写真などを用いて避難所での生活をわかりやすく伝えて理解を図るとともに、適切な情報提供と精神の安定を図るために、適切に話しかけるなど気持ちを落ち着かせられるようきめ細かい対応が必要である。 ・具体的に、短い言葉で、わかりやすく情報を伝える。 ・絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。
精神障害者	・災害時のショックやストレスは、精神障害者の病状悪化や再発のリスクを高める可能性がある。 ・また、精神科医療施設の罹災が起こりうる一方で、入院が必要と思われる患者数が通常以上に増加する可能性もある。 ・そこで、これらの病状悪化や再発を可能な限り防止するとともに、入院の緊急性の高い患者への適切な対応が必要である。 ・さらに、外来診察や往診、訪問相談などが必要である。 ・精神障害者の多くは、服薬により状態が安定するが、病気のために社会生活や対人関係などに支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活になじめないこともあるので、本人が孤立しないように知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮した支援が必要である。 ・具体的に、わかりやすく簡単に情報を伝える必要がある。 ・精神的に不安定になる場合、専門的知識のある人に連絡をとるなど配慮する必要がある。 ・心的外傷後ストレス障害等に対する長期的な心のケア対策が必要である。 ・精神障害者の状態の早期の安定を図るためには、被災前の社会復帰活動やなじんでいた人間関係を、地域ボランティアなどによる支援ネットワークを活用しながら、いかに早く回復させるかということが重要である。 ・医療機関の協力を得て、巡回診療について配慮するように努める。
難病患者 人工透析患者	・避難誘導、搬送方法を事前に府、患者団体などと十分協議のうえ、細部を取り決めておく。 ・難病患者については、疾患に応じた必要な医薬品を調達し、支給するなど医療の確保を図る。 ・慢性疾患患者の医薬品の確保について医療的援助を行う。 ・人工透析患者については、透析医療の確保を図る。（確保日数の目安は、透析の間隔である3～4日以内） ・人工呼吸器装着者については、電気の停止が生命に直結することから、最優先の救援が必要である。 ・在宅酸素療法や薬物療法等が、継続的に必要な患者に対しての医療を確保する。 ・緊急に医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送する。 ・視覚、聴覚に障害がある場合や、認知症をとまなう場合もあり、それぞれの状態を把握し、理解しやすい方法で情報を伝える。 ・医療機関の協力を得て、巡回診療について配慮するように努める。

高齢者	・本人の意向を確認の上、できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮する。 ・移動が困難な人に対しては車いすなどを貸与する。 ・トイレに近い場所を確保し、居室の温度調整をするように努める。 ・援助が必要な介護・福祉サービスの提供が受けられるようサービスの提供主体と対応策を進めるように努める。 ・認知症高齢者の場合、環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、日常の支援者が、適宜話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮する。
妊産婦	・保健医療サービスの提供や、心のケア対策などが必要である。 ・十分な栄養（栄養食品等）が取れるように努める。 ・居室の温度調整（身体を冷やさないように）ができるように努める。
乳幼児	・粉ミルク、離乳食、哺乳瓶、おむつ等を確保する。 ・授乳場所を速やかに確保することが必要である。 ・育児室を就寝場所から離れた場所（乳幼児の泣き声が聞こえないよう）にできるだけ早く確保し、両親や家族の心理的プレッシャーを和らげるように努める。
外国人	・情報の伝達には、できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふったりイラストなども使用する。 ・宗教・文化の違いに配慮する。（食事、拝礼の習慣等） ・在関西外国公館等との連携により、母国との連絡手段を確保する。 ・通訳、翻訳者の配置をするように努める。
性的マイノリティ（性的少数者）	・一人でも使用できる多目的トイレ、更衣室、シャワー室等を確保する。または、男女別のトイレ、更衣室、入浴施設は、一人で使える時間帯を設ける。 ・生理用品や下着、ヒゲソリなど男女別の物資は、ボランティアや専門家を通じて個別に届ける。 ・男女別を問わない空間の確保や支援を行う。 ・当事者や支援者が安心して集まれる場所や部屋を確保する。
アレルギー疾患を有する者	【ぜんそくの患者】 ・ぜんそくの患者は、ほこり、煙、強いにおいなどが発作の引き金になるため、マスクを着用させる。 ・息が苦しそうなときは早めに医療機関を受診できるよう配慮する。 ・動物に対してもアレルギーの患者がいるため、配慮する。 【アトピー性皮膚炎の患者】 ・アトピー性皮膚炎では、皮膚を清潔に保つことが大切であるため、石けんを使って洗い流すことや、シャワー浴、保湿用ぬり薬に配慮する。 【食物アレルギーの患者】 ・アレルギーがあることを言い出せない方が多いため、その都度「アレルギーで食べられないものを教えてください。」などと積極的に声掛けを行う。 ・患者または保護者からの食品表示に関する問い合わせには正確な情報を提供する。 ・原因食物を食べると、直ぐ～およそ 30 分以内に様々なアレルギー症状が現れるため、迅速かつ適切な対応をとる。

■災害用備蓄倉庫（コンテナ型）について

災害用備蓄倉庫（コンテナ型）とは

災害が発生してから避難所に物資を配送するには時間がかかることから、その解消策として、災害発生直後に必要となる物資を中心に、指定避難所である小学校等（※）に備蓄倉庫を設置しています。

※すべての市立小学校以外に、みはら大地幼稚園にも設置しています。

内部備蓄物資

避難所生活をおくる上で最低限必要な物資と、共助による救援策の一助となるよう救助用資機材を保管していますが、食糧については温湿度管理が必要なため、区役所備蓄倉庫内にて備蓄しています。

また、コンテナ内の備蓄物資については、日常消耗する可能性がほとんどない物資であること及びコンテナそのものも頻回に開閉する性格のものではないため、現有確認については防災訓練時や随時市内巡回の際に行うこととしています。

管理体制

施錠方法は、2面ある扉に4桁ダイヤル番号錠にて行っており、番号については、区役所、学校、自治会（自主防災組織）、災害地区班員にそれぞれ知らせています。

筐体は、頑強な鋼鉄製なため特段のメンテナンスは不要です。

設置場所

避難所指定は小学校の屋内施設全体ですが、主な避難施設としては体育館が一般的であるため、校内においてはできるだけ体育館との連絡がスムーズな場所の選定に努めていますが、敷地の形状や施工方法によってそうでない学校もあります。



資料１０ コンテナ内備蓄物資

コンテナ内備蓄物資一覧表

項 目	品名・仕様など	各コンテナ内 数量
仮設トイレ	ベンクイックなど	2
簡易トイレ	サニターⅡ	8
トイレットペーパー	芯なし150m×48ロール／箱	1
生理用品	24個入り／1袋	3
発電機セット	発電機	1
	燃料携行缶（20㍓）	1
	ガソリン缶（1㍓缶×4本／箱）	1
	オイル（1㍓缶×1本）	1
	ハロゲンライト	1
	ライトスタンド	1
	運搬用台車	1
	コードリール（30m）	2
毛布	アルミ真空パック	360
サルベージシート	5.4m×5.4m	5
万能斧	330mm、770g	3
ハンマー（両口）	3.6kg、900mm柄付	3
小ハンマー		65
救助用ロープ	径12mm×20m	3
ノコギリ	バクマソー300mm木柄式	5
スコップ（丸パイプ柄）	特選木柄ショベル、850mm程度	5
バール	1200mm	1
バール	平バール、900mm尾平	5
バール	750mm	2
バール	500mm	1
ツルハシ	片ツル、1.8kg、900mm柄付	3
ボルトクリッパー	BC-750	2
軍手	すべり止め付き（1ダース）	3
折りたたみ式担架	5.5kg、188cm×47cm×3cm	1
災害用優先電話機	プラスチックケースに一式格納	1
マンホールトイレ関係	テント（内・1張り障害者用）・便器	5
	エンジン式ポンプ・吸管・ホース各1	1
	ガソリン缶（1㍓缶×4本／箱）	1

※コンテナ内は夏季には高温になるため、食糧は各区役所内備蓄倉庫で備蓄しています。

資料 1 1 御池台地域避難所運営委員会規約

御池台地域避難所運営委員会規約

(目的及び設置)

第 1 条 御池台小学校周辺において地震等の大規模な災害により甚大な被害が発生したとき、避難民の安全確保を図るとともに、地域住民と行政機関が一体となり総合的な避難所の運営管理体制を確立するため、御池台地域避難所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 運営委員会は、御池台校区自主防災会及び各自治会から選出された委員並びに堺市役所、御池台小学校等の関係者をもって構成する。

(事務局)

第 3 条 運営委員会の事務局を御池台地域会館に置く。

(運営活動)

第 4 条 運営委員会は、地震等の災害時における避難所の円滑な運営と平常時における地域住民への啓発等を図るため、次の事項について協議し活動する。

- (1) 運営委員会の運営に関すること。
- (2) 避難所のマニュアル作成に関すること。
- (3) 避難所に必要な資機材・備蓄品の維持管理に関すること。
- (4) 避難誘導體制の確立に関すること。
- (5) 情報交換・連絡体制の確立に関すること。
- (6) 地域連絡体制の確立に関すること。
- (7) 訓練の実施に関すること。
- (8) その他必要な事項

(防災計画)

第 5 条 前条に係る細部事項について、別途計画を定める。

(活動班)

第 6 条 運営委員会には、次の活動班を設ける。

- (1) 総務班 (総務班)
避難所のレイアウト配置、防災資機材や備蓄品の管理、地域との連携、その他避難所の管理に関すること。
- (2) 情報広報班 (情報班)
情報収集、情報発信、情報伝達に関すること。
- (3) 物資・施設管理班 (消火・物資班)
避難所の安全確認と危険箇所への対応、防火・防犯に関すること。
- (4) 衛生班 (救出・救護班)
ゴミ、風呂、トイレ、掃除、衛生管理、ペット、生活用水に関すること。
- (5) 救護・要援護者班 (援護班)
医療・介護活動に関すること。
- (6) 被災者管理班 (誘導・管理班)
避難者名簿の作成等、安否確認への対応、取材への対応、郵便物・宅配便の取次ぎに関すること。
- (7) 食料・炊出し班 (給食班)

食料・物資の調達、受入れ、管理、配布、炊出しに関すること。

(8) ボランティア班 (総務班)

ボランティアの受入れ、管理に関すること。

(役員の種類及び定数)

第7条 運営委員会には次の役員を置く。

- | | | |
|----------------|----|--------------------------|
| (1) 会長 | 1名 | (御池台連合自治会長) |
| (2) 副会長 | 3名 | (自主防災会長・自主防災副会長・業務運営委員長) |
| (3) 総務班長(事務局長) | 1名 | (総務班) |
| (4) 情報広報班長 | 1名 | (情報班) |
| (5) 物資・施設管理班長 | 1名 | (消火・物資班) |
| (6) 衛生班長 | 1名 | (救出・救護班) |
| (7) 救護・要援護者班長 | 1名 | (救出・救護班) |
| (8) 被災者管理班長 | 1名 | (誘導・管理班) |
| (9) 食料・炊出し班長 | 1名 | (給食班) |
| (10) ボランティア班長 | 1名 | (総務班) |

(役員の選出)

第8条 役員の選出は委員の互選による。

(役員の職務)

第9条 会長は、運営委員会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 事務局長は事務局を総括し、運営委員会の庶務、会計及び住民への連絡等その他必要な事項を行う。

4 各活動班長は班を総括する。

(会議)

第10条 運営委員会及び役員会の会議は、運営活動事項等の協議を行うため会長が必要と認めたときに開催し、会長がその議長となる。

(訓練の実施)

第11条 運営委員会は、地域住民の防災啓発及び運営委員会の組織運営を円滑に行えるよう必要に応じて次の訓練を行う。

(1) 総合訓練

大規模災害を想定して避難所の機能確保及び運営委員会の組織機能が確保できるよう実施する訓練

(2) 活動班訓練

活動班の組織機能が確保できるよう実施する訓練

(経費)

第12条 運営委員会の会議・運営に係る費用は別途定める。

(疑義)

第13条 この規約に定められていない事項又は疑義が生じたときは、その都度運営委員会で協議して決定するものとする。

以 上

資料 1 2 堺市行政機関の連絡先

名 称	電話番号
堺市役所（本庁）	2 3 3－1 1 0 1
危機管理室	2 2 8－7 6 0 5
堺区役所（企画総務課）	2 2 8－7 4 0 3
中区役所（企画総務課）	2 7 0－8 1 8 1
東区役所（企画総務課）	2 8 7－8 1 0 0
西区役所（企画総務課）	2 7 5－1 9 0 1
南区役所（企画総務課）	2 9 0－1 8 0 0
北区役所（企画総務課）	2 5 8－6 7 0 6
美原区役所（企画総務課）	3 6 3－9 3 1 1
消防局（消防本部）	2 3 8－0 1 1 9
堺消防署	2 2 8－0 1 1 9
中消防署	2 7 7－0 1 1 9
東消防署	2 8 6－0 1 1 9
西消防署	2 7 4－0 1 1 9
南消防署	2 9 9－0 1 1 9
北消防署	2 5 0－0 1 1 9
美原消防署	3 6 2－0 1 1 9
臨海消防署	2 6 1－0 1 1 9
上下水道局（本庁）	2 5 1－1 1 3 2
堺市立総合医療センター	2 7 2－1 1 9 9

資料 1 3 避難所一覧

堺区

・風水害災害時は、最寄りの小学校へ

No.	施設名	住所	電話番号
1	三宝小学校	堺区三宝町 5 丁 2 8 6 番地	238-0001
2	市小学校	堺区市之町西 3 丁 1 番 1 4 号	223-4610
3	錦綾小学校	堺区錦綾町 1 丁 6 番 1 9 号	228-5183
4	浅香山小学校	堺区今池町 5 丁 4 番 4 3 号	238-0003
5	錦小学校	堺区九間町東 3 丁 1 番 1 7 号	232-1036
6	熊野小学校	堺区熊野町東 5 丁 1 番 4 9 号	233-3227
7	錦西小学校	堺区神明町西 2 丁 1 番 1 号	232-1056
8	榎小学校	堺区 榎元町 2 丁 3 番 1 1 号	233-2552
9	三国丘小学校	堺区北三国ヶ丘町 5 丁 1 番 1 号	232-2818
10	英彰小学校	堺区寺地町西 4 丁 1 番 1 号	221-8666
11	新湊小学校	堺区西湊町 6 丁 6 番 1 号	244-6776
12	少林寺小学校	堺区少林寺町東 4 丁 1 番 1 号	232-1126
13	安井小学校	堺区南安井町 4 丁 1 番 5 号	238-5341
14	大仙小学校	堺区大仙中町 1 6 番 1 号	241-0888
15	神石小学校	堺区石津町 2 丁 6 番 1 号	241-2151
16	大仙西小学校	堺区大仙西町 4 丁 1 2 9 番地	241-2977
17	大浜中学校	堺区大浜南町 2 丁 4 番 1 号	238-1988
18	月州中学校	堺区神南辺町 1 丁 1 番地	238-0968
19	殿馬場中学校	堺区櫛屋町東 3 丁 2 番 1 号	238-8101
20	三国丘中学校	堺区向陵西町 3 丁 6 番 1 5 号	221-8511
21	旧湊小学校	堺区東湊町 2 丁 1 1 9 番地	241-3129
22	関西大学堺キャンパス	堺区香ヶ丘町 1 丁 1 1 番 1 号	229-5149
23	市立堺高校	堺区向陵東町 1 丁 1 0 番 1 号	240-0840

・地震災害時は、上記に加えて次へ

No.	施設名	住所	電話番号
1	浅香山中学校	堺区今池町 5 丁 3 番 8 号	233-3586
2	陵西中学校	堺区大仙西町 2 丁 7 9 番地	244-4086
3	旭中学校	堺区大仙中町 1 1 番 1 号	241-1827
4	府立泉陽高校	堺区車之町東 3 丁 2 番 1 号	233-0588
5	府立三国丘高校	堺区南三国ヶ丘町 2 丁 2 番 3 6 号	233-6005
6	サンスクエア堺	堺区田出井町 2 丁 1 番	222-3561
7	大浜体育館	堺区大浜北町 5 丁 7 番 1 号	221-2080

中区

・風水害災害時は、最寄りの小学校へ

No.	施設名	住所	電話番号
1	東百舌鳥小学校	中区土塔町 1 3 9 番地	236-0288
2	土師小学校	中区土師町 3 丁 3 5 番 1 号	277-9020
3	宮園小学校	中区宮園町 4 番 1 号	278-0981
4	久世小学校	中区平井 9 9 9 番地	278-0324
5	福田小学校	中区福田 7 2 7 番地	235-9286
6	東陶器小学校	中区陶器北 6 7 4 番地	236-0036
7	西陶器小学校	中区田園 5 7 0 番地	236-0035
8	深井小学校	中区深井中町 1 4 0 9 番地	278-0108
9	深阪小学校	中区深阪 1 1 番地	237-3210
10	八田荘小学校	中区八田寺町 2 3 1 番地	271-0335
11	八田荘西小学校	中区毛穴町 2 6 8 番地の 2	270-0048
12	深井西小学校	中区深井北町 9 2 6 番地	278-6301
13	東深井小学校	中区深井水池町 3 2 1 4 番地	278-2791
14	泉ヶ丘東中学校	中区陶器北 1 8 4 番地	236-2421

・地震災害時は、上記に加えて次へ

No.	施設名	住所	電話番号
1	東百舌鳥中学校	中区新家町 2 6 0 番地	236-5441
2	深井中央中学校	中区深井北町 2 2 0 番地の 1	278-7681
3	八田荘中学校	中区八田北町 5 8 0 番地の 1 1	270-0601
4	平井中学校	中区平井 3 4 6 番地	277-9015
5	深井中学校	中区深井沢町 2 4 7 0 番地の 1	270-0067
6	府立東百舌鳥高校	中区土塔町 2 3 7 7 - 5	235-3781
7	教育文化センター	中区深井清水町 1 4 2 6 番地	270-8110
8	原池公園体育館	中区八田寺町 3 2 0	278-1004

東区

・風水害災害時は、最寄りの小学校へ

No.	施設名	住所	電話番号
1	八下西小学校	東区引野町 1 丁 1 1 0 番地	286-1611
2	白鷺小学校	東区白鷺町 2 丁 8 番 1 号	285-8585
3	日置荘西小学校	東区日置荘西町 6 丁 9 番 1 号	285-5238
4	日置荘小学校	東区日置荘西町 2 丁 46 番 1 号	285-0260
5	南八下小学校	東区菩提町 5 丁 2 2 8 番地	285-0614
6	登美丘西小学校	東区大美野 1 3 5 番地	236-0031
7	登美丘東小学校	東区丈六 2 2 4 番地	236-2130
8	登美丘南小学校	東区草尾 5 9 6 番地	236-6051
9	野田小学校	東区北野田 8 9 7 番地の 2	236-0065

・地震災害時は、上記に加えて次へ

No.	施設名	住所	電話番号
1	南八下中学校	東区菩提町 2 丁 5 8 番地	286-5571
2	日置荘中学校	東区日置荘北町 3 丁 1 1 番 2 8 号	285-0460
3	登美丘中学校	東区高松 4 0 8 番地	236-2426
4	野田中学校	東区南野田 1 0 1 番地の 1	235-3727
5	府立登美丘高校	東区西野 5 1 番地	236-5041
6	初芝体育館	東区野尻町 2 2 1 番地の 4	285-0006

西区

・風水害災害時は、最寄りの小学校へ

No.	施設名	住所	電話番号
1	浜寺石津小学校	西区浜寺石津町中2丁3番28号	241-6505
2	浜寺東小学校	西区浜寺船尾町東1丁101番地	265-1141
3	浜寺小学校	西区浜寺諏訪森町東2丁163番地	261-9407
4	浜寺昭和小学校	西区浜寺昭和町2丁282番地	261-0677
5	鳳小学校	西区鳳中町2丁22番地	262-0124
6	鳳南小学校	西区鳳南町1丁7番地	272-1200
7	福泉上小学校	西区上127番地の1	274-4611
8	福泉東小学校	西区草部946番地の1	274-9311
9	福泉小学校	西区菱木2丁2186番地の1	273-1861
10	平岡小学校	西区堀上緑町1丁6番1号	271-5044
11	家原寺小学校	西区家原寺町1丁7番1号	274-3401
12	向丘小学校	西区上野芝向ヶ丘町6丁7番1号	278-0340
13	上野芝小学校	西区神野町2丁25番1号	271-4123
14	津久野小学校	西区津久野町3丁14番11号	262-0303
15	鳳中学校	西区鳳西町1丁159番地の1	265-1441
16	浜寺中学校	西区浜寺船尾町西5丁60番地	261-2205
17	福泉中学校	西区山田2丁55番地	271-0267
18	浜寺南中学校	西区浜寺南町1丁55番地	262-6225

・地震災害時は、上記に加えて次へ

No.	施設名	住所	電話番号
1	上野芝中学校	西区上野芝向ヶ丘町5丁25番1号	278-0540
2	津久野中学校	西区神野町2丁16番1号	274-0215
3	府立鳳高校	西区原田150番地	271-5151
4	府立福泉高校	西区太平寺323番地	299-9500
5	府立堺上高校	西区上61番地	271-0808
6	家原大池体育館	西区家原寺町1丁18番1号	271-1718

南区

・風水害災害時は、最寄りの小学校へ

No.	施設名	住所	電話番号
1	福泉中央小学校	南区桃山台 4 丁 1 7 番 1 号	298-3045
2	赤坂台小学校	南区赤坂台 2 丁 2 番 1 号	298-3030
3	新檜尾台小学校	南区新檜尾台 3 丁 7 番 1 号	298-7300
4	桃山台小学校	南区桃山台 2 丁 6 番 1 号	299-0038
5	美木多小学校	南区鴨谷台 1 丁 4 8 番 1 号	297-0821
6	城山台小学校	南区城山台 1 丁 2 0 番 1 号	299-6571
7	御池台小学校	南区御池台 2 丁 3 番 1 号	298-7500
8	庭代台小学校	南区庭代台 3 丁 1 2 番 1 号	298-3033
9	原山台小学校	南区原山台 4 丁 3 番 1 号	299-5133
10	原山台東小学校	南区原山台 5 丁 4 番 1 号	298-4600
11	上神谷小学校	南区片蔵 1 4 2 5 番地	297-0028
12	若松台小学校	南区若松台 1 丁 3 番 1 号	292-0001
13	茶山台小学校	南区茶山台 2 丁 5 番 1 号	291-1104
14	槇塚台小学校	南区槇塚台 3 丁 3 9 番 1 号	291-6000
15	はるみ小学校	南区晴美台 3 丁 3 番 1 号	290-1112
16	泉北高倉小学校 (H27. 4~)	南区高倉台 3 丁 5 番 1 号	293-3800
17	三原台小学校	南区三原台 3 丁 2 番 1 号	291-0394
18	竹城台東小学校	南区竹城台 1 丁 1 0 番 1 号	235-0070
19	宮山台小学校	南区宮山台 2 丁 2 番 1 号	297-0515
20	竹城台小学校	南区竹城台 3 丁 2 番 1 号	297-0777
21	旧高倉台西小学校 (H27. 4~) (泉北高倉小学校 (~H27. 3))	南区高倉台 1 丁 2 番 1 号	293-6000 (293-8222 (~H27. 3))

・地震災害時は、上記に加えて次へ

No.	施設名	住所	電話番号
1	福泉南中学校	南区桃山台 3 丁 7 番 1 号	298-0001
2	宮山台中学校	南区宮山台 1 丁 1 番 1 号	297-2233
3	三原台中学校	南区三原台 1 丁 1 2 番 1 号	291-0395
4	晴美台中学校	南区晴美台 3 丁 8 番 1 号	291-5300
5	若松台中学校	南区若松台 3 丁 3 4 番 1 号	297-0129
6	原山台中学校	南区原山台 4 丁 2 番 1 号	299-5135
7	庭代台中学校	南区庭代台 2 丁 1 9 番 1 号	298-3043
8	美木多中学校	南区鴨谷台 1 丁 4 7 番 1 号	299-3700
9	赤坂台中学校	南区赤坂台 2 丁 1 番 1 号	298-3040
10	府立泉北高校	南区若松台 3 丁 2 番 2 号	297-1065
11	府立堺西高校	南区桃山台 4 丁 1 6 番	298-4410
12	府立成美高校	南区城山台 4 丁 1 番 1 号	299-9000
13	府立堺東高校	南区晴美台 1 丁 1 番 2 号	291-5510
14	梅文化会館	南区桃山台 2 丁 1 番 2 号	296-0015
15	鴨谷体育館	南区鴨谷台 2 丁 4 番 1 号	296-1717

北区

・風水害災害時は、最寄りの小学校へ

No.	施設名	住所	電話番号
1	西百舌鳥小学校	北区百舌鳥西之町 1 丁 8 2 番地	258-0231
2	百舌鳥小学校	北区百舌鳥梅町 2 丁 4 9 8 番地	252-0477
3	中百舌鳥小学校	北区中百舌鳥町 6 丁 1033 番地の 2	258-2650
4	金岡南小学校	北区金岡町 1 1 8 2 番地の 1	258-3104
5	金岡小学校	北区金岡町 1 2 5 4 番地	252-0028
6	北八下小学校	北区中村町 2 5 0 番地	252-0212
7	大泉小学校	北区新金岡町 4 丁 8 番 1 号	251-2816
8	新金岡東小学校	北区新金岡町 4 丁 1 番 9 号	255-8414
9	新金岡小学校	北区新金岡町 1 丁 4 番 1 号	252-1723
10	光竜寺小学校	北区新金岡町 3 丁 7 番 1 号	251-2032
11	東三国丘小学校	北区東三国ヶ丘町 2 丁 2 番 1 号	252-0263
12	五箇荘小学校	北区新堀町 2 丁 5 8 番地	252-1418
13	五箇荘東小学校	北区北花田町 2 丁 2 0 3 番地	255-7911
14	東浅香山小学校	北区大豆塚町 1 丁 6 0 番地	252-1081
15	新浅香山小学校	北区東浅香山町 3 丁 3 1 番 4 号	254-5081
16	長尾中学校	北区長曾根町 1 1 7 9 番地の 5	252-0347
17	金岡南中学校	北区金岡町 2 4 6 9 番地	258-0233
18	八下中学校	北区中村町 9 7 7 番地の 2 0	252-0412

・地震災害時は、上記に加えて次へ

No.	施設名	住所	電話番号
1	金岡北中学校	北区新金岡町 1 丁 5 番 1 号	252-0378
2	五箇荘中学校	北区新堀町 1 丁 8 5 番地の 2	254-0031
3	大泉中学校	北区新金岡町 4 丁 9 番 1 号	251-6311
4	中百舌鳥中学校	北区中百舌鳥町 6 丁 1034 番地の 11	257-4535
5	陵南中学校	北区百舌鳥西之町 1 丁 7 5 番地	252-1801
6	府立金岡高校	北区金岡町 2 6 5 1 番地	257-1431
7	金岡公園体育館	北区長曾根町 1 1 7 9 番地の 1 8	254-6601

美原区

・風水害災害時は、最寄りの小学校へ

No.	施設名	住所	電話番号
1	黒山小学校	美原区阿弥 9 3 番地	361-0602
2	平尾小学校	美原区平尾 3 6 0 番地	361-0029
3	美原北小学校	美原区大保 1 9 番地	361-0002
4	八上小学校	美原区大饗 1 1 7 番地 1	361-0810
5	美原西小学校	美原区太井 5 4 8 番地	362-4891
6	さつき野小学校	美原区さつき野東 1 丁目 6 番 1 号	362-4689
7	みはら大地幼稚園	美原区菅生 5 8 7 番地	361-8772

・地震災害時は、上記に加えて次へ

No.	施設名	住所	電話番号
1	美原中学校	美原区小平尾 3 9 0 番地	361-0271
2	美原西中学校	美原区大饗 1 0 2 番地 2	361-6500
3	さつき野中学校	美原区さつき野西 2 丁目 6 番 1 号	362-4707
4	美原体育館	美原区多治井 8 7 8 番地 1	361-4511

資料 1 4 文例集

呼びかけ文例① — 《開設準備中：グラウンド等での待機要請》

こちらは、〇〇地域避難所運営委員会です。

ただいま、避難所の開設準備を進めており、施設の安全性が確認され次第、皆さんを施設内に案内しますので、しばらく安全なグラウンドで待機願います。

May I have your attention please? This is XXX area Evacuation Center.

Once we can confirm the safety of the facility you will be allowed to enter. For now, please wait calmly here. Thank you for your patience.

現在分かっている災害情報は、[地震情報等]ということです。

The only information we have at the moment is that [there was an earthquake].

例) 大阪府中部を震源とする震度 6 強の地震が発生しました。

The earthquake of the intensity 6 upper that made the central part of Osaka Prefecture a hypocenter occurred.

この地区や市（区）の被害状況は現在確認中で、はっきりしたことは分かっていません。

堺市（区）災害対策本部が設置され、関係機関とともに対策が進められていますので、落ち着いて行動してください。

We are now collecting and confirming information on the damage to the area. We are working with the Sakai City Headquarters for disaster control and other related organizations to devise an action plan, so we appreciate your patience.

なお、皆さんの中で開設準備にご協力いただける方がいらっしゃいましたら、私のところまでお越しください。

If you are able to assist with preparations to open the facility, please come over here.

(※救護・医療対応が可能な場合)

また、負傷された方、体調が悪い方がいらっしゃいましたら、〇〇(場所等)までお越しください。手当を行います。

If you are injured or feel sick, please come to XXX, where medical care is available.

以上、〇〇地域避難所運営委員会です。

Thank you for your attention. This is XXX area Evacuation Center.

※繰り返します。

呼びかけ文例②

－ 《受付時：避難所の誘導・案内》

こちらは、〇〇地域避難所運営委員会です。

This is XXX area Evacuation Center.

ただいま、施設の安全が確認され、避難所の開設準備が整いましたので、皆さんを施設内に案内します。

The safety of the facility has been confirmed and it will soon be ready to open.

受付で、氏名・住所などを記入していただき、ルールを確認していただいてから入室していただきます。早い者勝ちではありませんので、私の申し上げる順に、世帯ごとに受付に来てください。

This facility has enough space for everyone, so please be patient and come over by family in the following order. Before entering the facility, please write your name and address at the reception desk and read the rules to stay in the facility.

障害者の方やお年寄り、乳幼児等を優先しますが、必ず皆さんに、安全に避難していただきます。

Disabled people, elderly people, babies and infants will be allowed to enter first, but we will make sure that everyone will safely enter the facility.

まず、身体に障害があったり介護が必要な方の世帯、負傷したり体調が悪い方がいる世帯から受付に来てください。

First, those who are physically disabled, those who need nursing care, those who are injured or feel sick and the family of these people, please come over to the reception.

次に、お年寄りのいる世帯、小学校に行っていない小さなお子さんがある世帯（以下、地区別に案内します。）・・・

Next, the families with elderly people or preschool children please come up to the reception.

Next, people from XXX area, please come to the reception.

資料 15 プラカード（例）

避難所でアナウンスが聞こえない場合もあるため、避難者への呼びかけに際しては、必要に応じて、以下のプラカード等を活用します。

お静かに

注 目

食料配給

集 合

資料 16 避難所の開放スペース（学校の場合）

○利用可能なスペースを決める際には、施設管理者と協議を行うこと。

分 類		部 屋 名
◎第一次避難スペース		
福祉避難スペース		
第二次避難スペース		
避難 所 運 営 用	◎受付	
	◎事務室	
	運営本部室	
	◎広報場所	
	会議場所	
	仮眠所（避難所運営者用）	
救 護 活 動 用	◎救護所	
	物資等の保管場所	
	物資等の配布場所	
	特設公衆電話の設置場所	
	相談所	
避 難 生 活 用	◎更衣室・授乳スペース	
	育児室	
	休憩所	
	調理場	
	遊戯場・勉強場所	
屋 外	仮設トイレ	
	ゴミ集積場	
	喫煙場所	
	物資等の荷下場	
	炊事・炊出場	
	仮設入浴場	
	洗濯・物干場	
	駐輪・駐車場	
≪利用しない部屋≫ 校長室、職員室、事務室、放送室、保健室のほか、理科準備室など薬品類等がある特別教室		
≪予備スペース≫ 応急遺体安置場所（原則、避難所には遺体を安置しないが、災害の状況によりやむを得ない場合は、避難スペースから隔離した位置に確保する。）		

※◎印の付いたスペースは、避難所開設当初から設けるようにする。